

《修士論文要旨》

国司制の成立と変遷に関する一考察

*
高 島 し ょ う

本論文では国司制の成立と変遷をテーマとして挙げ、それについて従来定説と化している大宝令制定期Ⅱ国司制の成立という事に対して疑問を投げかける意味で本論を作成した。その問題を考察するにあたり、国司の職掌であった軍事権・財政権の所在というのを明らかにすることが出来ないかを考えた。

第一章では四人の研究者による見解をそれぞれ区分して見ていくものとしている。第一節では黛弘道¹・早川庄八氏²の見解について見ていく。両氏とも多少の違いはあるが、三つの画期を経て国司制が成立したとの見解に至っている。この見解についてはそれぞれの段階で国司が有している権限の種類が異なることを留意しておくなければならない。国司制の成立を論ずるに際して弩の権限がある時期を成立期と考える際にいくつか指標を立てなければならぬからである。黛・早川両氏の見解から考察すると、特に財政権に重きを置いて考察されていることがわかる。

第二節では大町健³・笹川進二郎氏⁴の研究について検証している。大

町氏は天武紀の国境確定事業に重きを置き、国という地方支配の枠組みが完成するこの時期にその画期を求めている。笹川氏については庚寅年籍の作成によって国宰は令制国司とほぼ同一の官司として軍事権・財政権・民政権を発揮していたと推測されている。大町・笹川両氏については画期をいくつも求めているわけではなく、一定の時期をもって国司制が機能していたと考えられておられる。

第二章ではまず国司と軍事権の関連性について考察している。第一節では主に軍事権の行使を窺える記事から軍事権とはどのようなものであったかを考察している。軍事権と聞いて思うのは、まず敵と戦う力というのを想定する。実際古代においては対外勢力などと戦う機会もあつたために軍事は優先されるべき事柄であつた。しかし壬申の乱において地方の国司が軍事権を有していたがために乱の情勢というのは国司の動向によって左右されていたのである。⁵

第二節では国司と軍団の関係性について考えている。軍団については、そもそも壬申の乱での経験をふまえ、地方豪族の手中にあつた

軍勢力を中央政府側に引き寄せることによって、国司による地方支配の軍事的保障、そして現行体制維持のための軍勢力という二つの性質を強く持つて成立したと位置づけられている。軍団は平時においては国司による治安維持活動の実行手段として機能し、戦時下では出征將軍の指揮下で征討軍の主力として征討任務にあたったのである。中央政府が思いのままに操る事が出来、様々な目的で使用できる常備軍が国司の強力な指揮下に創出した点に、軍団成立の大きな意義が求められるのである。⁽⁶⁾

第三章では国司と財政権について考えている。第一節では主に田領について考察している。養老職員令において国司の職掌で、戸口簿帳・勸課農桑・田宅・租調・倉廩等の職掌については、これらは財政権に関するものであると考えられる。それぞれの職掌について、戸口簿帳はいわゆる戸籍・計帳を作成することを指すものであり、勸課農桑は農業を推奨する義務であったと考えられる。田宅は、田と宅地について全ての土地の現状を掌握することを任とし、租調は租と調の徴収と送付が職掌であったとし、倉廩は穀倉や米倉に限らず全ての官倉の管理することを任務としている。このように国司が関連する職掌は多岐にわたっており、細かく見ていく必要がある。特に古代における財政権とは、国における大税の収集や出挙の管理を担う事であると定義する。⁽⁷⁾

第二節では田領と関係の深い屯倉について考察している。屯倉と聞くと天皇あるいは朝廷の所領であるというのが一般的な解釈である。⁽⁸⁾し

かし実状として屯倉は地方の財政を賄うものとして解釈するべきであるとされている。その財政権でも大宝令制下以前では、大税の収集や出挙の管理を担っていたのは屯倉であるとされている。これらの問題から最終的に国司制の成立はいつに求められるかという事を結論とする。

注

- (1) 黛弘道「国司制の成立」『律令国家成立史の研究』吉川弘文館 一九八二年(初出は一九六〇年)
- (2) 早川庄八「律令制の形成」『日本歴史』二 古代二 岩波書店 一九七五年
- (3) 大町健「律令制的国郡制の特質とその成立」『日本古代の国家と在地首长制』校倉書房 一九八六年
- (4) 笹川進二郎「律令国司制成立の史的前提」『日本史研究』二二〇 一九八〇年
- (5) 磯貝正義「郡司及び采女制度の研究」吉川弘文館 一九七八年
- (6) 橋本裕「律令軍団制の研究」吉川弘文館 一九九〇年
- (7) 八木充「律令国家成立過程の研究」塙書房 一九六八年
- (8) 直木孝次郎「飛鳥奈良時代の研究」塙書房 一九七五年